

教育厚生委員会会議録

日 時 平成29年12月13日(水) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 3時11分

場 所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 望月 利樹
副委員長 山田 七穂
委員 皆川 巖 石井 脩徳 白壁 賢一 桜本 広樹
乙黒 泰樹 古屋 雅夫 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 守屋 守 教育次長 若林 一紀
教育監 渡井 渡 教育監 奥田 正治
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 末木 憲生 学力向上対策監 佐野 修
福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 望月 啓治
義務教育課長 嶋崎 修 高校教育課長 手島 俊樹
高校改革・特別支援教育課長 成島春仁 社会教育課長 岩下 清彦
スポーツ健康課長 前島 斉 国体推進室長 三井 勉 学術文化財課長 百瀬 友輝

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 小島 良一 福祉保健部次長 井出 仁
福祉保健総務課長 神宮司 易 健康長寿推進課長 小田切 春美
国保援護課長 若尾 誠 子育て支援課長 小野真奈美
子どもの心のケア総合拠点整備室長 下川 和夫 障害福祉課長 山本 盛次
医務課長 宮崎 正志 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 岩佐 景一郎

議題

(付託案件)

- 第68号 山梨県国民健康保険条例制定の件
- 第69号 山梨県附属機関の設置に関する条例改正の件
- 第75号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの
- 第76号 指定管理者の指定の件
- 第79号 地方独立行政法人山梨県立病院機構の定款変更の件
- 第83号 山梨県学校職員給与と条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて
- 請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。但し、第68号議案については、附帯決議を全員一致で可決した。
また、請願第28-6号、請願第29-10号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 審査に先立ち、山梨市選挙区の補欠選挙で当選した古屋雅夫氏と乙黒泰樹氏が、新たに教育厚生委員となったため、委員席を別紙着席表のとおり指定した。
次に、審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時1分から午前11時10分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時1分から午後3時10分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第75号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(富士北麓公園陸上競技場改修事業費について)

桜本委員 この予算に付随することですが、施設が改修されることによって、指定管理者に対する影響、例えば金額が上がるとか、あるいは指定管理者側から管理に当たって、こんなふうにしていただけませんかというような、指定管理料に影響するような内容も含まれていくんですか、今後。

前島スポーツ健康課長 12月補正予算で計上しております芝生の改修の実施設計がございます。芝生の張りかえをいたしますと、それに対する管理費というものがまだ実際にどのぐらい経費が上がるかという計算はしておりませんが、芝生の管理の状況によりましてはその部分は増額するというふうを考えております。

桜本委員 そういう時期のこともあると思うんですね。それについてはやはり予算の発生も必ずと言っていいほど、それだけの面積になれば必ず出てくるわけですので、例えばこの時期には間に合わないけれども、例えば2月の補正なのか来年の本予算なのか、どういう予定でいるんですか。

前島スポーツ健康課長 富士北麓公園につきましては、都市計画課のほうが指定管理を募集することになります。その時期につきましては、平成30年度までが現指定管理期間になります。したがって、31年度からとなりますので、その公募につきましては平成30年度に選定することになりますので、31年度の指定管理の予算のときにはその部分どういうふう上がったかははっきりするかと思っております。

山田副委員長 私もこの施設の改修事業についてお伺いいたします。この屋内練習走路の整備と芝生の張りかえの実施設計、2件合わせて1億2,400万円余となっておりますけれども、どういうふうな内訳になのか教えてください。

前島スポーツ健康課長 補正予算に計上させていただいているものにつきましては、大きく分けて2つございます。1つ目が屋内練習走路の整備でございますが、屋内練習走路につきましては、現在、建物建設中でありまして、この完成後に建物周りの外構工事、また、建物内に長さ130メートルのウレタンの走路を工事する予定となっております。そのための経費として1億1,800万円余を見込んでおります。

2つ目でございます。陸上競技場及び球技場の芝生の張りかえに伴う実施設計費でございます。500万円余の経費を見込んでおります。

2つ合わせまして1億2,400万円余を補正予算に計上させていただいております。

山田副委員長 続きまして、このラグビー及び陸上競技団体が定める施設の基準等に合致するようにという説明があるんですけれども、何が合致しなかったのか教えていただきたいと思っております。

前島スポーツ健康課長 まず、ラグビーワールドカップの基準につきましては、ラグビーのゴールというものが

ございます。これが13メートル以上のものということになっておりまして、現在のものは13メートルに満たない状況でございますので、それらを改修するというふうなことでございます。

今回、12月補正で芝生の実施設計を計上させていただいておりますけれども、それもラグビーワールドカップの基準で天然芝ということと、ラグビーワールドカップという世界的な大会でありますので、そのコンディションを最高にするというふうなことも言われておりますので、そういった基準で現在、整備をしておるところでございます。

山田副委員長 最後に、この間、教育厚生委員会で北麓公園の視察をさせていただいたのですけれども、ラグビー競技場と陸上競技場の中にも芝がありますよね。これはどちらも張りかえるという形でよろしいんでしょうか。

前島スポーツ健康課長 陸上競技場、球技場とも全面的に芝を張りかえるということでございます。

白壁委員 今の説明、初耳なんだけど、500万円設計ということですが、これは芝の排水だとかそういうものも設計をするっていうこと？ 通常、芝で最高のコンディションっていても、今でもコンディションいいわけだから。例えば排水の関係で雨量計算をしていったり、ポールをつくるのに構造計算する、だから500万円かかるんだっていうんだったら、500万円もかからないと思うけど。10分の1ぐらいでできると思うけど。

よく、請負工事費の管理料が4%の、設計費用が4%とかがってざっくりやるんだけど、あれは間違いなく業者のもうけになっているよ。そんなにかかるわけがない。芝の張りかえなんていうのは設計なんか要らない。で、その排水の計画だとか、雨量計画、排水計画っていうのをつくるのか、あと、ポールの構造計算もするのか、それにしても多分1本10万円としても40万円だよ。ちょっと意味わかんないんだけど教えてください。

前島スポーツ健康課長 芝生にかかる実施設計につきましては、陸上競技場、球技場それぞれ設計をしていくわけでございますけれども、今回の張りかえというのはオリンピック、ワールドカップに対応できるというふうなことで、今回でいいますと、ラグビーという種目に適した芝生の張りかえを検討しております。

特に球技場につきましては、中にスプリンクラーを設置して、今後管理するというようなことになりまして、実施設計費については500万円程度必要というふうなことでございます。

そのほかに、芝生についての品種につきましても実施設計の中で検討してまいりたいと考えております。

白壁委員 バブルのときみたいに予算があり余っているんだったらね、設計と両方分けてやるのもいいんだらうけど、今、みんなどこも、地方公共団体もそうだらうけど、プロポーザルをやるんだよね。で、自分たちで設計をして、責任を持って、保障もあるから。それで例えばスプリンクラーが必要だとか、芝はこういう芝じゃなきゃだめだとか、あそこは標高1,000メートルクラスだからこういうものじゃなきゃもたないとかということやってるのが、今、みんなお金がないからね、そういうふうにするんだけど、まだ旧態依然と設計屋さんがいて、これに対する専門屋さんで設計やりましょうと。

ただ、ポールなんかは風力の計算とか構造計算が必要だから、これはあると思うけど、若干ね。にしても極めて金額が高いんだけど、そういうふうやっていって、そこで200万でも300万でも予算を抑えるっていうことを考えなきゃだめだと思うよ。どう？ その辺は。

前島スポーツ健康課長 プロポーザルというお話を委員のほう……。

白壁委員 プロポーザルじゃなくて、そういうような方策があるっていうこと。

前島スポーツ健康課長 コストを削減する方策を考えるというふうな御指摘を受けたところでございます。今回につきましては、やはりワールドカップ、東京オリンピック等を控えるという中で、最高のコン

ディションで、というふうなことで、そういった面でできるだけ丁寧に、かつ確実に行ってまいるといふふうなこともございまして、今回、実施設計という方法をとらせていただいたところでございます。

白壁委員 　だから、そういうプロポーザルだとかいろいろな方法があるんだけど。発注方法っていうのは、競争させるためのね。そういうこともしっかり考えてやるべきだよって。何でもかんでも設計屋さんが設計します、それでこういう形になります、ああいう形になります、だから何%です。もしくは予算を取るときにそれやるよね。ざっくりで予算を取るためには、今までの過去例で数%で、管理も入ります、設計も入ります、だから何%で大体事業費でこんなもんだからこのぐらいの予算を計上しておきます。多分、これ、五百数十万とか600万円ぐらいだったのを、じゃあ丸めて500万円にしようよって言って予算つくっているんじゃないかと思うんだけど、そういう発想は今の時代、これからの時代、財政不如意の時代、そぐわないよって。

　だから、この事業は今から入札だから、そういうときにも気をつけながら、そういう発想を持った中で予算をしっかりと、お金を支出するということもそうしてほしいよって。

前島スポーツ健康課長 委員御指摘のとおり、今後発注することに関しましては、コストということを十分踏まえながら検討してまいりたいというふう考えております。

討論 　なし

採決 　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第83号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑

(山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件について)

山田副委員長 　この間、山梨県の子供の貧困率というものが10.何%かという問題が出ていまして、その中でも特にひとり親の貧困率が非常に高いという報道を耳にしました。そうした中で、配偶者がいない場合の子供にかかる月額が引き下がっているというのがちょっと気になるのですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

諏訪福利給与課長 　この件につきましては、国の動向に並ぶものでありまして、国でも29年度までは配偶者がいない場合の1人目の子、父母等につきまして特例がありますけれども、30年度からはそれを同一にするということで国では動いております。本県では1人目の子について同額にし、父母については特例のほうをまだ残すような形となっておりますが、平成30年度以降には国にならって同額にということの勧告が出ております。以上です。

山田副委員長 　国の動向なのでしようがないんですけども、この教育委員会関係の追加の予算を見ますと、減額になっているんですね。今、教職員の多忙化っていう中で、本当に大変な思いを先生方はしていると思うんですけども、そこにもってきてまた手当といいますか給料が下がるっていうのは非常にかわいそうな気がするんですけども、その辺はどのようにお思いでしょうか。

諏訪福利給与課長 　多忙化につきましては、福利給与課で何をということではなかなか申し上げられないのですが、教育庁全体のほかの課とも相談させていただきながら、福利給与課で取り組めることは取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

討論 　なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(学校におけるいじめ対策について)

安本委員

2点ほどお伺いをしたいと思います。まず、学校におけるいじめ対策ということで、いじめ等の問題行動について、平成28年の結果も報道されていましたが、この把握方法、相談体制ということにもかかわるのですけれども、このことについてお伺いをしたいと思います。

今議会の代表質問でも、児童生徒を守り育てる環境づくりという質問がございました。幅広い観点から把握に努めているという答弁だったというふうに思います。まず初めに、先ほど申し上げました文部科学省、ことし10月に公表しました平成28年度の調査結果ですけれども、県内の公立小中高、特別支援学校で把握したいじめは過去最多の3,598件だったということですが、まず県の教育委員会として、この結果の受けとめについて簡単にお伺いをしたいと思います。

嶋崎義務教育課長 3,000件を超すいじめの認知件数については、大変重たい数字であると県でも真摯に受けとめております。県では、その内容や状況について分析を試みたところ、多くは冷やかしかからかいなどとなっており、コミュニケーションがうまくできない児童生徒、そして人間関係づくりがうまくできない児童生徒がふえていることがわかりました。一方、各学校では、アンケートの回数をふやしたり、個別面談を行ったりするなど、積極的ないじめの認知に努めていることが件数の増加につながったと分析しております。

今回認知されたいじめにつきましては、その後の追調査によりまして、小中学校の範囲でありますけれども、小学校では全て、中学校では4件を残して解消しておりますが、今後もいじめの解消に向け、丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。以上でございます。

安本委員

内容はきょうお伺いする予定ではないので、把握方法、それから相談体制ということで絞ってお伺いしたいのですけれども、このいじめの把握方法について、2010年、平成22年前後、2011年、平成23年までは、県内の認知件数500件前後で推移をしておりました。2012年に把握方法を変えられたと。どんな小さなことでも、ということでアンケート調査されているのだと思いますけれども、一気に3,000件を超えたという記憶があります。現在、この把

握方法で3,598件だったのですけれども、どんな形で子供たちからいじめ等の状況について把握をされているのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 御指摘いただきましたとおり、2010年に大津市で起きたいじめによる生徒の自殺を受け、緊急調査が行われたことから認知件数がふえております。いじめの把握につきましては文科省でも積極的な認知を奨励しており、いじめを芽のうちに摘み取り、適切に対応することを基本としております。

各学校では児童生徒からの訴えはもとより、年間複数回のアンケート調査、個人面接、また、児童生徒の声を聞く交換ノートみたいな形の生活ノート、そして教育センターでの24時間の電話相談等によりまして、きめ細かにいじめの把握に努めているところでございます。以上でございます。

安本委員 少しの嫌がらせみたいなこともしっかり把握されて、そして対応されている。たくさんの件数ですので御苦労いただいているということで感謝を申し上げたいと思います。

そこで、把握方法について、また相談体制の整備ということでもあるのですけれども、私はことしの9月の県議会で、これは若者の自殺対策について質問させていただきました。その中で、全国の取り組みについて紹介をしましたが、中でも長野県がことし9月からLINEを利用した自殺いじめ相談、全国で初めて試行したということがございまして、質問の中でも、長野県がLINEアカウント「ひとりで悩まないで@長野」ということで開設をして、中学生、高校生に登録を促すQRコードを学校で配布したのだそうですけど、12万人に配布をしたということです。その成果が期待されるということですということで、県議会でも申し上げさせていただきました。

その結果が長野県から公表されておりました、県内の新聞にも見出しが「SNSで悩み相談急増 電話を上回る いじめ・自殺関連も」という見出しで報道されたところです。このことについては県教委でも御承知かと思っておりますけれども、どういうふうに承知されているのかお伺いします。

手島高校教育課長 その件に関しましては高校教育課のほうからお答えさせていただきます。

長野県の取り組みにつきましては、今、御紹介がありましたとおり、ことしの9月10日から2週間、県内の中高生を対象にLINE株式会社とアカウントの提供や助言に関する連携協定を結びまして、相談対応や試行結果の解析等につきましては外部専門機関に委託をして実施したというふうに聞いております。

相談時間でございますけれども、一応、比較的相談しやすい時間設定という中で午後5時から9時までの時間を設定しまして、相談員10名、10回線を利用して対応したということでございます。

その2週間におきます相談時間内にアクセスした延べ人数につきましては、1,579名、1日平均112.8名という多くの相談が寄せられたということで、相談対応実績につきましても、390人、547件対応したというふうに聞いております。相談内容がいじめ、不登校もありますけれども、交友関係ですとか、中には恋愛といったような相談内容もあって非常に多岐にわたっており、若い人たちが電話よりSNSで相談するほうがハードルが低いのではないかとというふうに長野県さんでは分析されております。

一方、課題としまして、SNSによって同時に送られてくる複数の相談への対応の仕方ですとか、自殺念慮などSNSでは対応が困難な事案を電話相談等に切りかえるための仕組みの構築といった点が課題として挙げられているというふうに承知をしております。

安本委員 ありがとうございます。電話相談よりもLINEでの相談のほうがしやすかった、多かったということと、課題も幾つか指摘をされていたということで私も承知しているところです。

こうした中で、文部科学省では、来年度に平成30年度の概算要求ですけれども、ソーシャルネットワークシステムを活用した相談体制の構築に向けた調査研究事業ということで、全国10カ所の地方公共団体をモデルとして、これは都道府県、市も入るのかもしれませんが、実

施をするということで聞いております。

きょうの山梨日日新聞ですけど、「私も言いたい」欄に、10代の意見として、ごらんになったかもしれませんが、いじめ相談にもSNSの活用ということで、この長野のLINEの事例を通して、長野県、未成年の平均自殺率が全国最多だったということもあって取り組んだということなのですけど、この山梨県内の高校3年生の方は、「中高生のほとんどがスマートフォンを所持している現在、SNSを利用した相談相手があってもよいと思う。直接声に出して相談しづらい悩みも文字にして送信すれば、少しでも気軽に相談できるだろう。地域的な活動にとどめず、全国の中高生のために活動を広げてほしい」という声を寄せられております。

私、このモデル事業を、実は9月の質問も自殺対策ということで取り上げたのですが、今、山梨県でも自殺対策の計画を見直してまして、これは教育委員会も関わっていらっしゃるのでもよくご存じだというふうに思いますけれども、今回の見直しの大きなポイントの一つに、子供、若者の自殺対策の推進ということを大きなポイントとして挙げています。ぜひ、この自殺対策の相談支援ツールとしてもこの事業に手を挙げていただいて、間に合うかどうかかわからないですけど、実施してもらいたい。これは福祉保健部にも教育委員会と連携して対応してほしい。できればやってほしいということで要望したいというふうに思っているのですが、この事業自体、文科省のいじめ等の相談体制の事業なので教育委員会にお願いしているわけなのですが、福祉保健部と連携して、この国の事業実施を検討してみたいのですが、いかがでしょうか。

手島高校教育課長 御紹介がありました概算要求の内容でございますけれども、事業の目的としましては、SNSを活用した相談体制のあり方について、全国共通のプラットフォームを構築すべきか否かも含め、自治体の現状と課題を踏まえて詳細に検討するためのモデル事業として一部の学校や地域で実施したいというふうなものでございます。結果を検証し、技法の改善を図った上で、全国展開していくかどうかを検討していきたいというのが文科省の考えというふうに承知しております。

本事業につきましては、先ほども長野県の事例で御紹介しましたとおり、SNSを介した相談手法や体制づくりにつきましては一定の時間が必要だという部分もございますし、また、スマホを持たない児童生徒への配慮といった点も考慮する必要もあろうかというふうには思っております。

本日の報道で補正予算を組むという、補正予算に計上するというような報道もございましたけれども、今後も国の動向を注視しつつ、福祉保健部とも連携をしながら、そうした課題について慎重に調査研究をする中で対応を検討してまいりたいと思っております。

安本委員 慎重にということも大事ですけど、ぜひ前向きにお願いをしたいと思っております。教育長に伺おうかと思いましたが、ぜひよろしく申し上げます。

(電子教科書について)

質問を変えます。次に、音声教材、いわゆる電子教科書についてお伺いをしたいと思います。これは電子教科書と一般的に言っていますが、通常の教科書と同様のテキスト、それからタブレット、パソコン等、画像も使っていて、パソコンで音声を聞きながら、同時に文字や絵や写真を見ることができて、読んでいる箇所が光るとか反転するとか、そういったことを通して、今どこを読んでいるかがわかるようになるという、そういう仕組みの教科書、教材ですけど、この音声教材の使用によりまして、発達障害のある子供が国語の時間に手を挙げて発表ができるようになったとか、それから、書いてあることがわかるというふうになっているという報告がありまして、平成21年から2カ年、文部科学省が行った電子教科書に関する調査研究の報告書においても、今まで教科書が読めなかった子供が読めるようになったという数多くの事例が挙げられているところです。

このことについて私は数年前に、せっかくそういう教材があって、必要な子が1人でもいるのだったら導入してあげたい、そういう思いで議会で質問させていただきました。教育委員会からは、研究しますという御答弁をいただいたところです。

こうした中で、この2年間、文部科学省では、全国の都道府県の教育委員会にこういう電子教

科書、音声教材の需要があるのかどうかという調査を行っておりまして、その結果、ことしの結果がまとまっていると思いますけれども、山梨県はどういう結果であったのかお伺いをします。

成島高校改革・特別支援教育課長 本県におきましては、小学生が9名、中学生が8名、合わせて17名が希望しているという状況でございます。

安本委員 需要があるということだというふうに思います。私が調べたところでは、この教材、読み書きが困難な児童生徒に対して無償で提供されている。そして、平成28年度には全国の小中学校で4,600人の子供たちが使用しているということです。もうそろそろというか、ぜひモデル校でもいいですので、モデル的でもいいですが、タブレット端末とかが必要ということもありますけれども、そろそろ導入してあげてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、市町村教委の判断がもしもせんけれども、どういふお考えなのかお伺いをします。

成島高校改革・特別支援教育課長 基本的にこの音声教材につきましては、個人が申請をして無償で提供を受けるといふものとなっております。このため、多くの事例といたしましては、子供が家庭での学習に利用しているといふのが多いのではないかとこのように承知をしております。

そうはいましても、中には学校単位で学校としてこの教材の提供を受けて、特別支援学級での活用であったり、あるいは通常学級でも発達障害の子供に対しまして、朝の時間であるとか放課後等も使う中で活用している事例もあるといふふうに聞いていますので、今後におきましても他県のそういう先進的な事例を各学校のほうに紹介をする中で、この音声教材の普及等に努めていきたいと考えております。

安本委員 研究しますから、普及に努めていきますといふことで言っていたので、ぜひよろしくお願ひします。以上です。

(大和中学校長の懲戒免職事案について)

古屋委員 1点お伺ひしたいと思いますが、去る山梨市職員採用関連で、甲州市の大和中学校の元校長が懲戒免職になったといふ報道がされたのですが、その経過について、懲戒免職に至るまでの経過について報告いただきたく思います。よろしくお願ひします。

嶋崎義務教育課長 今回の事件につきましては、多くの方の信用をなくす行為といふことで、まず甲州市のほうで本人を含めて聞き取り調査を行いました。その報告を受けまして、県の教育委員会でも義務教育課のほうで聞き取り調査を行いまして、具体的な経過や背景等を把握した中で総合的な判断といふことで懲戒免職の判断を下した経緯があります。

なお、他県の事例等も参考にしたわけですが、直接的な事例はありませんが、似たような大分県の実例がありましたので、それに基づいての処分といふことで御説明させていただきます。以上でございます。

古屋委員 教育委員会として、このような事件に対する再犯防止策を含めてどのような学校側に対応をしたのかお聞きしたいと思ひます。

嶋崎義務教育課長 処分をして間もなく、各学校長と教育長が集まる機会がありましたので、その会を通じまして、各管理主事のほうから直接この事件の具体例の内容を挙げながら再犯防止といふことで呼びかけを行いましたところであります。

(高校入試のインフルエンザ等罹患者に対する救済策について)

桜本委員 高校入試の件なのですが、今のところワクチンが非常に不足をしているといふことの中で、毎年毎年、インフルエンザにかかって追試といふような形が出てくるわけなのですが、本年度のそういったことに関する告知といふか、どのような予定になっていますか。

成島高校改革・特別支援教育課長 高校入試のインフルエンザ等罹患者に対する救済策につきましては、今回の入試、30年度の入試から、特別に日を設定しまして追試をすることとしたところでございます。中学校につきましては、入試の説明会等々におきまして、本試験の3日後に、中2日あけまして3日後に、そのインフルエンザ罹患者等に対する追試を行いますという形で説明等をさせていただいているところでございます。

桜本委員 そういった意味で、これは医師の認定ということも出てくるわけなのですが、その入試までのどこからの期間というものが有効なのか、その辺ちょっと詳しく教えてください。

成島高校改革・特別支援教育課長 有効というのは、インフルエンザにいつかかったかということによろしいでしょうか。基本的には、入試本番のときに熱等があった場合、個人での判断にはなるのですが、健康状態等を見て、本人が本番の日に受きたいということで受験を希望されれば、今までどおり別室等で受験をすることは可能となっておりますので、本人の体調等により追試に回るか、あるいは本試験のときに受験をするかということで御判断いただくというふうに考えておりますので、何日前にインフルエンザに罹患したので追試に回ってほしいということは今時点では考えておりません。

桜本委員 インフルエンザの症状も個々で若干は変わってくるかと思うのですが、例えば試験の2日前、3日前にインフルエンザにかかってしまったと。医師の証明もいただいていると。どう考えても高熱が2日、3日、試験当日においても続くということも想定することは考えられないんですか。その辺のやはり受験者本人と家族というのは、どういう追試のスケジュールかということを知りたいわけですので、わかりやすく説明しないと、当日の判断だけに頼ってしまうのか、その前日、前々日の状況というのは勘案しないのか、その辺はどのようになっていますか。

成島高校改革・特別支援教育課長 桜本委員御指摘のとおり、保護者、受験生にとってやはり一番いいタイミングで受験をしていただくということが大切というふうに考えておりますので、委員御指摘のとおり、2日前に例えばインフルエンザに罹患をして、当日も熱があったという場合は、当然、熱がありますので追試のほうに回っていただくことにはなると思うんですけども、例えば2日前に罹患しても熱が当日下がったという状況で、本人がどうしても追試ではなくて当日受きたいということであれば、先ほど申しましたとおり、別室受験等もありますので当日受けていただくことも可能であります、ということで中学校側には説明をさせていただいているところでございます。

桜本委員 ちょっとね、説明がわかりにくいんですよ。もうそもそも例えば前日にインフルエンザということで、もう受けられないということについては、例えば中学校を通じて高校のほうに行くのか、あるいは当日、欠席でどういった手続を踏むのかということをお僕は、要するにそういう、例えば要項というものがきちんとあれば示していただきたい。

成島高校改革・特別支援教育課長 実際の手続的な部分に関しましては、当日、受験する志願する学校長に対して中学校側から連絡をいただくこととなっております。その中学生の健康状態等を把握する中で、学校が志願先の校長にこの者が欠席ですという形で、そこから今度、追試の手続という形で必要な書類を出していただくという形で説明をさせていただいております。

(舞鶴城公園南側の堀の復元について)

皆川委員 きょうの新聞に甲府城南側の堀を拡張することを決めたという記事が載っておりますけれども、これはここに書いてありますように、県民会館跡地は堀が埋め立てられた場所のため、史実に沿うような形の復元が想定されていると書いてあるんですね。この工事は、いわゆる都市計画課がやるような、そういう都市公園としての工事じゃなくて、史跡の復元ということになりますと、これは学術文化財課が担当する、いわゆる文化財の復元工事となりますよね。これ、ちょっと聞きたいんですけど。

百瀬学術文化財課長 お堀の復元につきましては、基本的には都市計画課が実施するものでございますけれども、当然、委員がおっしゃったとおり、文化財としての価値もございますので、都市計画課と連携しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

皆川委員 仄聞しましたところ、こういう文化財の復元につきましては、文化庁のほうから補助金が出るということを知っているんですけど、どうですか。

百瀬学術文化財課長 文化庁にそういう補助金制度はございます。

皆川委員 ある場合は県としてはそれを使いたいんですか。

百瀬学術文化財課長 やはり財源の確保というところで、県としてはやはりそういった特定財源を活用してまいりたいと考えてはおります。

皆川委員 県としてはその補助金は使いたいという方向で検討しているということですか。であるならば、これ、仄聞したところね、こういう補助金を使うためには、県指定文化財である甲府城ですけれども、国指定文化財にしないとなかなか難しいという話を仄聞しているんですけど、その点はどうでしょう。

百瀬学術文化財課長 委員がおっしゃったとおり、文化庁からの補助金を受けるには国指定の史跡にする必要があります。国の史跡化につきましては、いろいろな御意見があることは承知しておりますので、地元の皆様の御意見を伺う中で検討してまいりたいと考えております。

皆川委員 ということは、まだ国指定文化財のほうに格上げするという状況にはないということですか。それとも、これからそういう方向へ持っていきたいの？ どちらですか。

守屋教育長 お堀の復元等につきましては、今、県土整備部が甲府城周辺地域活性化実施計画を策定しているところでありまして、その中でその内容が入っているものと承知をしております。私どもも一緒になってかかわっているところでございます。

国の史跡化を前提として工事をやるというわけではございませんが、今後、史跡化をする場合には、地元の皆さん等の意見も十分に踏まえながらやっていく必要があると考えております。あわせて、十分に関係機関と関係者等のお話を伺いながら、進めていきたい。私どもの史跡化についても考えていきたいと思っております。以上です。

皆川委員 国文化財指定の方向へ進めていく検討をしているということですか。

守屋教育長 中期的な課題ということで捉えております。ただ、お堀の整備自体を国の史跡化を行って、文化庁の補助金を取ることを前提に考えているわけではございません。

皆川委員 よくわかりました。国指定ということになりますとね、今まで甲府城はやぐらができたり、5つの門ができたというのは、これは県指定文化財だから、国の考えじゃなくて、知事の判断でしたわけですが、これが国指定ということになりますと、武田氏館跡みたいに非常に難しくなってくるというか、基本的には今まで国のほうは現状維持、これは国指定文化財の保存の仕方なんですけれども、それが最近どうも変わってきて、観光面で利用してもいいということで規制が緩やかになっている。これは事実らしいですね。だから、その規制の緩やかさがどこまで本当なのかかわからないので、これをしっかり見てもらって、本当に県指定と変わらないような、規制が緩やかになって、観光面でも史跡を利用できるという、そういうことになってくるのであれば、それはどんどん進めてもらってもいいと思うんですけども、その辺がしっかり研究されていないままにやられると困るなと思って質問したんですけども、今の教育長のお話を聞いて、今、堀の復元と史跡化は別だと。別に国指定にならなくても文化財として保護しながら工事を、

もし国からの補助金がなくてもやると、こういうことですね。

守屋教育長 国史跡化を前提にお堀の復元工事を実施するというわけではないです。ただ、今、委員が言われたように、保存とあわせて活用が図れるということであれば、県土整備部のお堀の復元工事と一緒に史跡化をする場合もある。ただ、史跡化前提で実施計画がつけられているわけではないということです。

(教職員の受験年齢について)

白壁委員 11月8日に山日に出ていたんですけれども、教職員の採用年齢が39歳から49歳になったってということで、それは何でなったかというのはこの中に書いてあるんですが、改めてお伺いしたいと思います。

嶋崎義務教育課長 現在、教員の約半数が50代ということがありまして、これから、今を含めまして大量退職の時期を迎えることとなります。これに伴いまして、教員の採用人数も、つい5年ほど前は100人から150人前後だったものが、今年度の検査では260名ということで、ほぼ倍増するような状況が続いております。こうしたことはここしばらく続くことが予想されますので、こうした中で受験者数の確保、そして優秀な教員の確保に向け、経験ある教員の採用を目指すことを目的として、今年度、受験年齢の引き上げを行ったところであります。以上でございます。

白壁委員 39歳から49歳になりましたってことは、何でなったかっていうのはざっくりお聞きしました。現状からすると、49歳になって大量退職の云々のとあって新聞に出ているんですが、49歳にすることによって、大量退職の穴埋めが、これで完璧にできるってことですか。ということ、例えばそういう人たちが受験しました、で、その人たちの年齢がちょうどそこに入ります。だから、多少点数が悪くてもその教員を採用するって意味なんですか。

嶋崎義務教育課長 40代の年齢というのは、先ほど言いました50代が47%に対し、40代の教員は24%、半分になります。こういった層を埋めるということで、今回、年齢引き上げを行ったわけですが、決して得点が悪いからそれを採用するというわけではありません。あくまでも条件は同じ条件で採用検査を行いたいと思っております。

白壁委員 ということは、全部同じなんだけど、これで49歳までやるけど、遍在は解消できない可能性は大であるということですね。

嶋崎義務教育課長 現在、この対象になる41から49歳の期間採用等をやっている教員が小中高合わせて80名ほどいますけれども、他県の合格率を考えますと、完全に穴埋めはできませんが、少し補充ができるということで考えております。

白壁委員 これ、期間採用だけの専門の話なんですね。

嶋崎義務教育課長 期間採用だけではなく、他県の経験者も含めておりますけれども、状況を見通す中の判断の一つとして、期間採用がどれぐらいいるかということでお話しさせていただきました。

白壁委員 まあ、受験と両方、新しい人も入れたり、期間採用の人たちも入れるということだ。ということは、期間採用が今、39歳までだね。期間採用は何歳までですか。今度は期間採用の受験が49までになります。ということは、そこで期間採用の人たちが長くできるってことは、経営上、運営上、経費の削減のためにやるんですか。

嶋崎義務教育課長 期間採用のことではありません。本採用のほうの受験資格を49歳にすることになりますので、期間採用はそのままでございます。

白壁委員 ということは、期間採用で受けられる人たちの上限も変わるわけだから、その間は1年契約だからボーナス分が安くできるという意味ですね。

嶋崎義務教育課長 これまで教員採用試験の受験資格が39歳までだったものを、純粹に49歳に引き上げることですので、期間採用の方だとか、あるいは経験あるないということは全く関係ありませんので、49歳で思い立って受験しても構わないという判断で御理解いただきたいと思います。

白壁委員 だから、試験を受ける人たちはそうなんだけど、期間採用の人たちはそれ以上使えないものが、今度そこまで使えることになるわけだ。だから、その分は経費の削減。だから、要は本末転倒になっちゃだめだよ。要は、大量に退職する人たちが多く出てくるから、それを新たに採用して遍在をなくすために、まずこういうことを一つ考えましょ。それと、募集している人たちが、いつもだと何倍の競争倍率だけど、その人たちも少なくなっているから、もっと広く門戸を開いて、優秀な教員を確保しましょということなんだよね。そういう捉え方でいいんだけど、何か本末転倒になっちゃまずいねってところで、という捉え方でいいんですか。

嶋崎義務教育課長 委員がおっしゃるとおりですけれども、期間採用には年齢制限がありませんから、先ほど言った、49歳に期間採用が上がるということではない。それはありません。より優秀な教員を幅広くということで、例えば他県で今、教員をしているんだけど、親の介護等があつてこっちに戻りたいというようなことにも門戸を開きたいというようなことも含んでおります。

白壁委員 いいことですね。ぜひ実施していただいて、何しろ遍在をなくすということだ。それと、あと、教頭試験の上限ってたしかあつたよね。教頭、何歳まででしたっけ。で、教頭が何歳まで受からなければ校長に行けないよね。

嶋崎義務教育課長 教頭は57歳までになっておりますけれども、教職の経験が17年ということになっておりますので、こうした教員が他県を含めまして17年経験があれば教頭試験等も受けることができます。校長は52歳からになります。

白壁委員 いいことだね。他県でも経験があつた。ある場合には、それも経験年数の中に入れられる。そういうことなんだ。

それと、もう一つ、この一番下のほうに書いてあるんだけど、加算制度について出ているね。今、小学校でも英語の教育だとか盛んに国際バカロレアで英語の教員をふやそうとかいろいろやっている。でも、加算されるのはやっぱり英検ということは、文法的な今まで旧態依然な日本の教育の英語的な発想の英検の2級だとか準1級とかって言っているんですか。本来からいうと、もっと伸ばすためのものっていうのは、いわゆるヒアリングであつたり、TOEICみたいなものが重要視されるべきだと思うんだけど、どうしてこの日本風の英検2級、準1級とかっていうところにこだわるんですか。

嶋崎義務教育課長 今回、新たに加点した制度は、英検2級に合格している者に2点を加えるということであり、客観的な基準となりますと、ある程度検定みたいなものになりまして、この英検の中にも、聞く、話すような要素が昨今含まれているということもありましたので、この英検を基準に考えております。以上でございます。

白壁委員 あんまりよくわかってないね。国の方向性は、文法的な英検だけって、今からまた変わってくると思うよ。もっと耳だとか言葉だとかっていうところを重要視しないと、外国に通用しないんだもん。それは多少は英検でいいんだけど、こういうものも変わってこなきゃだめ。

それと、あと、幼稚園教諭でも加算するっていうんだけど、何で幼稚園教諭が教員とかかわってくるの。教員というか、特別支援学校の関係か、何でかわってくるんですか。

嶋崎義務教育課長 本県の教員では、学び続ける教員ということを目指しており、新たに追加したわけですから

ども、その一つの基準として、複数免許、複数の講師の免許を持っている者を積極的に採用しようという方向性があります。特別支援の中には、幼児教育にかかわる部分の者も通ってくるということもありまして、今回、特別支援学校のほうに幼稚園教諭の免許を持っている者もということで加点のほうに含ませていただきました。以上でございます。

白壁委員

いや、だからね、幼稚園教諭は、例えば看護師の免許があったら、これは特別養護と少しかわりがあるかもしれないけど、幼稚園教諭って特別養護とかかわりがあるのかな。まあ、よくわからないけど。

いずれにしても、山梨県っていうのは教員になりたければ神奈川県行けるというくらいだからね。山梨県ってなかなか受からないですよ。枠が狭い。で、今度さらに、今度はそのに入ってくる受験生が少ないわけだ。山梨県を受験している教員の皆さんのレベルが低いってこともないと思うんだけど、一つは人が来ない。で、それなりの人たちが来て受験したい、もしくは経験年数がある人たちを優先的じゃないにしても、そういう、実績もあると思うんだけど、そういうものが必要になってくる。でいて、山梨県じゃなかなか教員の採用試験に受からない。で、受からないとみんな期採を1年契約でやると。で、1年契約でやっておいて、実績があればまたそこで本採用で7月に受験をして、受かるか受からないか、またチャレンジする。何か抜本的にやる方法ってないのかな。

山梨県は決して優秀じゃない人たちが受験しているわけじゃないと思うんだよね。で、今度は遍在をなくしていこうということに入っていけないと。何かね、このことだけ先行してしまうと、何でだろう、って。他県じゃ年齢制限を撤廃しているところもあるしね。何で山梨県はそれしないで、10歳の引き上げでやってるの。その前が何かあったんだよね。段階的にやっているのかどうなのかわからないけど。そこら辺の思い切ったところがない。

で、それが学力・学習調査に影響しているかどうかかわからないけど、そういうところ、教育委員会としてね、抜本的にいろいろ考えていかないとだめだと思う。で、最終的に、最後に答えてもらうけど、最終的にはその辺のところは学力の状況も上がってくるんじゃないかと思う。最後に教育長の決意が欲しいんです。

守屋教育長

優秀な教員をしっかりと確保したいという思いを十分持って、教員の要項等を真剣に作成しているところでありまして、50歳代の教員が5割に近いという話で、今後大量に、これは都道府県レベル、全国的に大量にやめていく時代があるともものすごく採用も非常に他県との競争みたいな話になってくる。その中で私どももしっかりとした教員を採用したいということで、39歳を49歳に引き上げているところでもあります。

また、その中には、同一労働同一賃金ということで、同じように働いている期間採用の方にも49歳まで広げていくことになりまして、いろいろな人材を集めたい。さらには、今、委員御指摘のとおり、いろいろな経験を持っている、技量を持っている方も採用したいということで、今回、英検の一定の検定に合格した者を加点しているわけではありますが、さらにTOEICとか、今、いろいろな御意見がありましたので、なるべく幅広くそういうものを取り入れて、いろいろな経験を持って、いろいろな能力を持った方を教員として確保していきたいという思いはあります。それが山梨県の教育力の向上等にもちろんつながっていくものと思われまますので、これからも教員にそのような能力、資質、気力を持った教員を確保できるよう、一生懸命、教員の採用の基準を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

主な質疑等 福祉保健部関係

第68号 山梨県国民健康保険条例制定の件

質疑

(山梨県国民健康保険条例制定の件について)

桜本委員 前回、執行部説明会の折に、このことによる組織の改編だとかそういったものは何かございますかというところで、現状維持でできるという、そういった説明であったわけなのですが、やはりこれを見る中で、例えば運営協議会の運営とか、あるいは市町村のものを一括的な管理をしなければならぬというように、どう見ても事務量のアップ、あるいはソフトの改編だとか、いろいろな面が出てくるのですが、その辺、全体的に、この事務量あるいは関係量という中で、別段、現状の中での影響はないんですか。

若尾国保援護課長 事務量につきましては、今おっしゃられたような国保運営協議会とか、新しい事務が入っていきますが、それについては既存の中で工夫をしてやっていきたいと考えております。

ソフトにつきましては、今、システム設計で委託をして、国保連合会と情報共有できるような形で準備を進めているところであります。

桜本委員 市町村との今度は関係性が非常に強くなるわけなのですが、その辺のソフトは平成30年の4月1日という移行の中で、十分、市町村との連携、その辺のソフトの改編とかがあっていうものは整っていける自信でしょうか。

若尾国保援護課長 その準備は今しておるところでありまして、4月1日から確実にできるように準備を進めておるところです。

桜本委員 何も問題ないというのが感想ですけど、例えばこういったものにちょっと時間がかかりそうだとか、具体的にスムーズに行っている点、スムーズに行っていない点というのは具体的に示せますか。

若尾国保援護課長 具体的に、今、システムの細かいところについては担当者が打ち合わせをしているところでして、それを滞りなく4月から動けるように今、準備を進めているところでありまして、個々の細かい業務については今、詰めている、調整をしているところであります。

桜本委員 あと、この運営会議というものが11人と、定員数、今これから決めるところでありますが、どんな頻度でやっていかれるんですか。

若尾国保援護課長 今、想定していますのは、年2回程度です。任期がありますが、年によって、初年度については運営協議会の運営方針を定めるとか、その事業によって回数が増減すると思いますが、おおむね2回程度を予定しておるところです。

桜本委員 最後に、例えばこれから市町村が、医療にかかわる、例えば産科を誘致するとか、市町村によっても医療系の検討だとか、さまざまな部分で計画されていると思いますが、こういった運営協議会だとか、あるいは財政の安定化というような中で、各市町村の将来像が、これではちょっと行き過ぎだとか、そういった懸念というようなものはお持ちなんでしょうか。

若尾国保援護課長 地域の医療については、医療計画とか医療費適正化計画のほうで進めていくと考えておりますが、医療費につきましては、少なくとも現状では医療費全体が右肩上がりということ、なおかつ、その構成員が高齢化しているということで、医療全体を圧迫しているということなので、それについてはやはり医療費の適正化に向けて医療費を削減できるような健康づくりとか、そういう対策を進めていくということで、今、考えております。

桜本委員 聞いていることが違うんですが、例えば、非常に厳しい財政のところの市町村が、例えば産科を誘致するというようになってくると、その市町村の財政規模では、産科だとか小児科医の誘致は医療費が高くなりますから、ちょっとその市町村じゃ厳しいんじゃないですかというような、県からの指導というんですか、そういったものが入り込む可能性があるのかどうかということです。

宮崎医務課長 現状、市町村におきまして病院運営だとか、さまざま公立病院だとか運営しているところがございます。個々の市町村におきまして今後の病院のあり方とか検討していく中で、当然、県といたしましても、今後の人口動態だとかさまざまな医療ニーズに対応したやり方になっているかどうかということは助言をしてみたいです。今回、国保の関係で、直接医療費にはねてくる部分、はねてこない部分あるかと思いますが、医療については県が責任ということでやっておりますので、市町村から相談があった場合にはそのような形で助言をしていくというような形でございます。

白壁委員 国保の関係で、先ほど法の改正が平成27年であって、平成30年、明年度から制度移行があるということで、本当にこれ、よくわからないんだよね。どうやってお金がどこからどう来ているのか。まあ、それはこの表で今ざっくり説明を受けると、まず県が財政主体になるから、その関係はいわゆる財政安定化基金を設置して、そののところに来ているお金で市町村が足りない分を補っていくから、急激な変動、激変緩和措置をとりながらやるんだってということなんだけど、今までも国から市町村に来ている分、いろいろなものがあったんだけど、例えば交付税の中で算入されている分だとか、さまざまあるわね。直接的に来ている分だとか、公費の関係だ、介護の関係だ、いろいろ出てくるわね。全然よくわからないんだよね。この金の動きが。

直接的に、例えば国から県におりてくるお金っていうのは、公費っていうやつは、どんなものがあるの。ちょっと悪いけど、これね、条例をここで制定する前に、本当に大丈夫かというのをちょっと確認したいから、その流れを教えてください。国から県に来ている公費。

若尾国保援護課長 国から県に来ている公費ということですが、主な経費としては、定率国庫負担金ということで、これは医療給付費に対して一定割合で国が負担する、交付してくれるものというものが一つあります。それと、あと、調整交付金というものがあまして、これは都道府県間の財政力の格差を調整するためのお金ということで、この2つが主なお金として国から来ております。

白壁委員 努力分はどうするの？ 努力分っていうことは、その部分のお金についてはどうなるの？ これは来ないの？

若尾国保援護課長 今おっしゃられた努力分、保険者努力支援分については、今、御説明しました調整交付金の中で、その一部として国から県へ交付される額としてあります。

白壁委員 高額医療の関係は？

若尾国保援護課長 高額医療費については、別途、今、御説明したものの以外として、やはり国から県に交付されることとなります。

白壁委員 まだ特定検診もあるわね。これの全部が入ってきて、そのの分が補われてくるわけだ。それで、そのほかに、さっき言ったように、これ、今度、県からっていうのもあるけど、市町村に。ただ、まず国から市町村に行く分もあると思うんだわ。だから、それが2つあると思うね。通常の今までやっている基盤安定の関係の交付金だとか、交付税の関係だとかあると思うんだけど、国から市町村というのはどんな流れになっているの。

若尾国保援護課長 国から直接市町村に交付されるお金としては、基盤安定交付金というものがあまして、こ

それは保険者、市町村間の低所得者に対する基盤安定のための交付というもので、それは県を通さず直接市町村に交付されるものとしてあります。

白壁委員 財政安定交付金っていうの、昔あったよね。こういうっていうのは、今までと同じように国から、いわゆるひもつきで市町村に入ってくるものだよ。例えば、特定のもので何かやる事業だとか、そういうものに使える、汎用的なものだね。これが1つあると思う。今回はそれはなくなるの？

若尾国保援護課長 財政安定化支援事業につきましても、今回、財政運営を県がやるということですが、財源についてはそこは従前どおりになっております。

白壁委員 ということは、その辺は今までと同じで、手をつけなくても安定して市町村は各特定の事業もできるよという意味なんだね。わかりました。

あとは、県から市町村という部分もなければならぬと思う。それは給付金、医療費の請求もかけるんだけど、そのほかに国から県、県から市町村っていう、今のままだけだと、今度、市町村の国保会計が運営できないんだよ。その流れっていうのはどうなるの？ 悪いね。頭に入らない。ちょっとその辺説明して、これよくわからないの。

若尾国保援護課長 県から市町村への直接の交付ということですが、県から市町村への直接の交付につきましては、先ほどの低所得者の保険基盤安定繰入金というのは国から市町村へ直接行きますが、それに上乗せということで、県がそこに追加して、市町村へ繰り出すという部分が1点あります。

もう一つは、今度、県が特別会計をつくって、そこから交付することになりますが、これまでと同様、これまででは調整交付金ということで市町村間の財政的な格差を調整するための普通調整交付金、また、市町村の取り組みを推進するための特別調整交付金の一部が使われますが、そのお金が県から市町村へ行くお金ということになります。

白壁委員 そのほかに支払基金っていうやつがあるんだよね。あれも今度、県に入ってくるんだよね。県から行って、今度、ひもつきで市町村に入るんだね、これも。なかったっけ、そういうの。あると思うんだけど。

若尾国保援護課長 県と支払基金の関係ですが、これまでも県が後期高齢者に対する支援金とか、あと、前期高齢者といまして65歳から74歳までの人に対して、国保以外の被用者保険の保険者からの支援という部分については、支払基金を通してやりとりをしていました。これが今回の制度改革で、県が一括受けることになりましたので、その支払基金との関係として、後期高齢者の支援金、また、前期高齢者への交付金については、県と支払基金の間でやりとりをするお金となります。

白壁委員 前期をこっちへもらって、後期で返して、療養給付費の関係もあるわね。それはこれでいってこいをするわけだ。で、さて、これで今度決まりましたよっていうと、今度は過去例にならって、いわゆる医療費の算定をかけるわね。で、算定かけるんだけど、年に何回ぐらいだっけ。要は、联合会へ出して、時間差で請求かけるわね。その月に決まったやつが何日に締めて、月末で請求かけて、で、ここで出てくる。ということは時間差があるわね。で、それを今度は、その過去例にならって設定をして、請求をして、請求というか計算したものが今度は県から来るから、それを払うわけだ。今度、そのお金は、結果、お医者さんに払わなきゃならないよね。そのお医者さんに払っていくのに、また同じことを幾つか通過しなければ医療費払えないんだよ。そういうことだと思うんだけど、途中でお金が終わると医療費が医者へ行かないもんね。という捉え方でいいのかな。

若尾国保援護課長 医療費と、あと、そのもとになる原資の納付金との関係ということによろしいでしょうか。まず、納付金につきましては、医療のための支払いのための原資についての納付金ですが、それにつきましては、県が県全体の医療費を市町村全体の医療費を見込んで、それを一定の被保険者

数とか所得に応じて各市町村に割り振ります。それを納付金という形で各市町村から納めていただく形になります。それを集めていただいたものを県がいただきます。それと、国からの公費等が入ってきますから、それをあわせて原資としまして、それを今度、医療費として県が全額医療機関に支払っていくことになります。そういう流れになります。そういう流れになります。よろしいでしょうか。

白壁委員

そこが今度、県から市町村に普通と特別給付で入ってくるわね。で、ここ、複雑なんだよね。今からどういうふうを考えていくのか、少しショートカットするなんていう考え方も全国ではあるようだけど、県もそういうことを考えていくのかもしれない。まだそれは契約もしてないからね。まあ、そういうこともやりながら、なるべく簡素化してくるっていう時代が来ると思う。

いずれにしても、今回こうやってあげていくと、最終的に激変するというか、上がってしまうところ、この間、説明会のときも言わせていただいたけど、今、現状で応益負担の割合が5、5でフィフティーフィフティーのところと、違うところと、それといわゆる保険料が.....保険料じゃないわ、我々、保険税って言っていたんだけど、最近、料って言う人たちがいるからよくわからないんだけど、保険税が安いところと高いところがあるわけだ。そうすると安いところは高くしなきゃならないんだけど、それを上げるわけにいかないから、その穴埋めを財政安定基金のほうから調整をしてやってやると。これ、いつまでやる予定？ というのは、これ、終わってしまった瞬間に激変、変わると、変な話だけど、甲府市って俺よく言うんだけど、甲府市安いもんね。昔、6,000万円の特交もらったから、っていうことはそれだけ褒美ももらっているってことは国保税も高いの。今の富士河口湖町ね。そういうところは、どういう計算になるかわからないけど、あまりそこの差っていうのはないと思う。安いところ、がんと上がってくる。でも、それをいつまでたっても穴埋めしているってことは考えられるんだよね。いつぐらいまでやる予定？

若尾国保援護課長 今回、制度改革によって、県が一本で計算をして、一律に各市町村の納付金額を決定していきます。それによって、各市町村によってふえるところ、減るところ出てきます。ふえるところにつきましては、今回、制度改革による影響については国の公費、県の公費を使って調整をしていくことをします。その調整期間につきましては、国のほうで平成30年から35年ということで6年間を今、考えております。その間で調整をしていくと今、考えております。

白壁委員

そのとき、今回の平成の大合併もそうだけど、交付税ってやつをいきなり減らすわけにいかないって言って、10年間のいわゆる激変緩和やったんだよ。で、それでも足りないからっていつてまた10年延ばしたんだけど、これ、そこの段階であと6年後には、一気にどんと上がるの？ それとも二次曲線で上がってくるの？ ここの考え方、どうなの。

若尾国保援護課長 現在は、国のほうでは、平成30年度の制度改革を確実に実施するというところに今、力を入れておまして、その6年後にどうなるかということにつきましては、県としましては国の動向等を踏まえて、また、市町村の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

白壁委員

まあ、急に上げられると今度、大変だからね。まあ、国も考えてくれると思う。だけど、そもそもだよ、ここで何でやるの。ここで何でやるってことは、来年の新年度からやるから、ここでやっておかなきゃならないってことかい。何でも本会議にかけたの。

若尾国保援護課長 今回は、各市町村に納付金を納めていただくことになります。各市町村が実際に30年度から納めていくための予算の議論につきましては各市町村の3月議会で審議をしていただくということになっておりますので、この段階で条例を可決していただきまして、計算方法を確定して、通知をしていかなければならないということで、この12月議会に提案させていただきました。

白壁委員

ということは、ここで数字も出さなきゃならないってことだ。で、これはあれ？ 数字を出すのはいつごろ公表する予定ですか。この間、何かちょっと違うイデオロギーの人が何か言っていたけど、いつごろこれを公表する予定なの。

若尾国保援護課長 各市町村に納付金の額を通知することにしてありますが、現在の算定のスケジュールによりまして、1月末を目途に納付金額の市町村への通知、及びそれに伴う公表ということをしていきたいと考えております。

白壁委員 まあ、いずれにしてもね、さっき桜本委員が言ったけど、小規模なところっていうのは運営できないよね。できなくなる可能性がある。結果的に耐えられなければ一般会計からの繰り入れをかけていく。本来からいうと、料って言う人もいるけど、税だから、税っていうのは公平だし、これは自主自立、独立したもので、その税で補う、賄うというのが基本にあるわけだ。これが国保の大前提だと思うんでね。だから、本来から言う一般会計から入れられないところがある。けど、それじゃだめだよ。だから、今回、国がその制度を設計して、県を入れながら、県が管理者になって、何とかいわゆる皆保険というものを確保していこうということで始めたと思う。

前も言ったけど、これは最終的には末端の人からいただくものだよ。で、その次へ来るのが市町村だ。市町村のときには収納率を100%にしてもらわなきゃならないわけだ。そうすると、収納率を上げるためには、また手前みその話だけど、当時、いろいろなところが特定から何から全部合わせた中で、国保の収納者っていうのを、いわゆる職員を町単で雇って、で、その人たちに専門でフレックスでそういう人たちに集金してもらったなんていうことがあったんだよ。こういうものも、まあ、県でもそうだったけど、タイヤロックの関係もそうだったし。こういうものをぜひ考えていきながら、ただ単純に市町村に押しつけるだけじゃなくて、県はこういう金額だよって言って算定したからこれだけよこせじゃなくて、一緒になって努力して行って、県もしっかりやらなければならない、市町村もしっかりやらなければならない。それでいて、なるべく短期の保険証とか出さないような、何か社会保障制度みたいなものが考えられてくると、これも何とか長もちするのかなと思う。

最後に、ちょっと部長にお聞きして、これ、すばらしい制度なので、ぜひスムーズに実行してもらいたいんだけど、ただ、最終的には市町村に行くんで、県も一体になって徴収率を上げるとか収納率を上げるっていうことを努力していくっていうことをぜひお話ししたいと思えます。

小島福祉保健部長 先ほど来、白壁委員から御指摘がございますように、この制度、国民皆保険というものを維持していくための、県も一緒になってやるという制度改革でございます。市町村に押しつけるということでは決してございません。県としてもみずからさまざまな努力をしてまいるといいう考え方でございます。中でも、ただいま御指摘いただいたように、収納率の向上というのは非常に大きな課題であると思っております。

これまでも県では市町村の方々、税務の担当の方々に対しまして保険税あるいは保険料の収納率向上のための、資質向上のための研修会といったものを開いてまいりましたけれども、それだけにとどまらず、例えば他県でこんなうまい収納率向上対策があるといったようなものがあれば、積極的にそれを情報収集し、市町村の方々に提供していく。さまざまな方策を通じまして収納率の向上にも努めてまいりますし、それらを通じまして、この制度改革をしっかりとしたものに仕上げていきたいと考えております。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第68号議案附帯決議について

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で附帯決議すべきものと決定し、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を委員長に一任された。

第69号 山梨県付属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第76号 指定管理者の指定の件

質疑

(指定管理者の選定について)

桜本委員 6ページにですね、候補者の配点ということが平均値で出ているわけなんです、こういった場合、委員の名前は伏せて、例えばA委員、B委員、C委員というように、それぞれ例えば配点の点数は、という部分も含めてですね、平均で1本出すというよりも、各委員のそれぞれの点数も出していただければ、我々にとっても、どんな部分かなというようなこともキャッチできますので、こういった資料をつくるときにはぜひそういう形で入れてもらいたい。

もしお手元にそんな基準があるようでしたら示していただきたい。なければ結構です。ぜひこれからはそういった点に配慮してもらいたいと思います。いかがですか。

山本障害福祉課長 本日手元に資料がございませんが、課に戻りまして、手元にある資料を皆様にごらんいただきたいと思っております。

これから公表するに際しましては、今いただいた御意見に留意しながら検討させていただきたいと思っております。

望月委員長 ただいま山本課長から資料配付の提案がありました。この件について皆さん、御了承いただけますでしょうか。

資料配布を求めます。

ほかにありますか。

山田副委員長 私も、この指定管理者の選定について幾つかお伺いいたします。先ほどの説明がありましたけれども、平成25年の4月から、県直営から指定管理になったということで、今回、2回目の期間という形になるわけで、これまでの取り組みとかを幾つかお伺いいたします。

先ほど、割りかし重度の障害のある方が入所されているという話でしたけれども、具体的に何歳ぐらいの方が、どの程度の障害を持っている、または最近、高齢者施設でみとりというものが話題となっております。当然、こういった障害者施設も入所期間が長くなれば当然、高齢化も進んできますし、障害も重くなっていくという中でね、この施設の中でそういうみとりが、お亡くなりになった方がいるのかどうなのか、差しさわりがなければ教えていただきたいと思っております。

山本障害福祉課長 施設入所者の年齢や障害の程度、それからみとりが行われているかどうかというご質問をいただきました。

年齢につきましては、施設入所者の平均年齢は現在、42歳となっております、40歳を超えておりまして、高齢化が進んでいるという状況でございます。

また、障害の程度でございますが、市町村が認定する障害支援区分というのがございまして、障害支援区分は1から6まで認定されておりまして、6が一番重いという状況でございますが、

その区分6が39名、区分5が31名、区分4が20名、区分3以下はいらっしゃいません。いずれも重度の知的障害のある方々でございます。また、てんかんや白内障といった病気をお持ちになっている方も中にはいらっしゃるという状況でございます。

みとりにつきましては、この施設の中でのみとりは現在、できておりませんで、救急搬送等行って、病院において救命措置を行った上でみとりをさせていただくという体制になっております。

山田副委員長 この応募団体が社会法人山梨県手をつなぐ親の会、この1団体だけでありますけれども、この応募というのはある程度幾つかの団体が応募してきて、その中で甲乙をつけながら一番いいところを選んでいくというのが私は理想だと思っているんですけども、1回目の公募、平成25年の4月の公募が何団体あって、どういう採点だったのか、ちょっと教えてもらえれば教えていただきたいんですけども。

山本障害福祉課長 平成25年度からの指定管理期間における応募団体は、1団体のみでございまして、今回、指定管理者として指定をお願いしております山梨県手をつなぐ親の会のみでございました。

採点につきましては、選考委員の顔ぶれも違ってまいりますので、単純に比較できないところだと思っておりますが、手元には詳細はございませんが、8割以上の得点を得ていたと記憶しております。

山田副委員長 やっぱり自分の思いの中では、1団体じゃなくて幾つかの団体の中で甲乙をつけるというのがイメージなんですけれども、1団体しか応募していないということで、この周知の方法というのが適切だったのか、また、実際具体的にどういう形の中で指定管理というので、この公募というのを周知しているのかというのを伺いたします。

山本障害福祉課長 より多くの応募者が参加していただけるように、できるだけ早い時期から周知を行っております。一昨年の特別委員会の議論も踏まえまして、今回は昨年度末、3月から周知はさせていただきました。また、実際に募集に入りましたのは6月下旬から8月までの2カ月間でございまして、その前に十分な周知期間を設けたと考えております。

山田副委員長 この手をつなぐ親の会、先ほどの説明の中でも、同じ敷地内でもう一つの施設を運営しているという形の中で、障害を持っている方々を見る施設というのは、当然、そこにいる個々の支援をする方のスキルというのも当然高くなければならないでしょうし、法人自体の経験や実績やノウハウというのが必要になってくると思うんですけども、この手をつなぐ親の会の具体的なそういう経験とか実績とかノウハウというのがわかるのであれば教えていただきたいと思っております。

山本障害福祉課長 この法人は、今回、指定管理者の指定の対象施設としております育精福祉センター成人寮のほか、他の指定管理施設でございます梨の実寮の指定管理を行っております。法人が所有する施設といたしまして障害者支援施設みだい寮、グループホームを4施設、それから在宅障害者を訪問して介護や医療支援などを行う居宅介護事業所、また、地域移行やサービス利用の窓口となる相談支援事業所などを運営しております。

まず、順番から申し上げます、市町村が支給決定をするのに、サービス等利用計画というのを作成いたします。それを行うサービスと相談支援事業所を持っていること、また、入所サービスや通所サービスを行っている各種の施設を持っていること、また、就労に向けたアドバイスを行う相談支援も行っており、トータルなサポートができていないかと考えております。

(障害者の地域への移行について)

山田副委員長 最後にありますけれども、山梨県障害者幸住条例がありまして、障害のあるなしにかかわらず、どこにでも普通に生活ができるというような県を構築していくというのですが、この流れの中で、地域への移行というのは、入所されている方にとっても重要になってくると思っております。何でもかんでも地域のグループホームなり何なりに移してしまえっていう、そういう意味で言っているのではなくて、できれば自分の住みなれたところに戻って、しっかりと生活ができるというよ

うな、そういう流れといえますか、状況というのは非常に大事だと思うのですが、この手をつなく親の会、ここの施設に関しまして、そうやって地域への移行に関する実績とかそういうものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

山本障害福祉課長 先ほど申しましたとおり、この施設は重度の知的障害者の入所施設でございます。このため、自立した生活が送れるよう、また、地域に戻って自分らしい生活が送れるよう、しっかりとした支援をしていただいておりますが、現在までで特別支援学校を卒業した方々など、比較的若い方々については体験利用などをしていただき、地域移行に向けた支援を行っておりますが、これまでのところ地域移行の実績には至っていないという状況でございます。

今後も地域移行に向けた取り組みを進め、市町村を初め相談支援事業やグループホーム、居宅介護事業との連携をいっそう強化いたしまして、支援内容を充実してまいりたいと考えております。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 地方独立行政法人山梨県立病院機構の定款変更の件

質疑

(地域独立行政法人山梨県立病院機構の定款変更について)

古屋委員 何点かちょっと質問したいと思います。本機構は平成22年に地方独立法人となったわけですが、県立病院機構として中央病院と県立北病院がありますが、この2つの病院運営につきましては、県民の健康あるいは生命を守るという、こういうことで大変重要な役割を今日まで果たしてきているわけでありまして、

そこで、今回の定款の変更する背景と理由についてまず第1点伺いたいと思います。

宮崎医務課長 今回の定款変更でございますけれども、国の法改正、具体的に申し上げますと国の独立行政法人の通則法、また、地方独立行政法人法の改正に伴うものでございます。これですけれども、一部の国の独立行政法人におきまして、談合あるいは架空取引等の不適正な事案が発生したということをおまえまして、独立行政法人のチェック機能、また、法人のガバナンスが適切に発揮されるようにという形の趣旨で法改正が行われたものでございます。こうした動きを受けまして、県立病院機構におきましても適切な業務運営に資するものとなるように定款変更を行いたい、このように考えておるところでございます。

古屋委員 それで、具体的に監事なり職務の権限変更で、法人の運営がどのように変わっていくのか、あるいは期待される効果といえますか、そういうのはどのように考えておりますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

宮崎医務課長 これまで地方独立行政法人法の監事でございますけれども、定款の規定といたしましては、法人の業務の監査をやるということのみが規定をされてございまして、具体的な調査権限等については定款等に明記をされていない状態でございます。ただ、先ほどお話をさせていただいたとおり、国の独立行政法人におきまして、不祥事などの問題が取り上げられた結果、監事等の役割が十分に機能していないのではないかというようなことが問題になっておるところでございます。

このため、例えば報告聴取あるいは調査に関する権限というものを明確化する中で、監事が十分に役員に対して不正行為等を報告義務を明文化して、そういったところで監事が適切に役割チェック機能を果たすというような形で、これまで以上に法人の業務の中で緊張感が生まれて、適正な事務の執行に資するのではないかと考えておるところでございます。

古屋委員 それで、任期が4年になるということで、その関係でこれを変更する、任期を変えるといった、背景とか理由がわかりましたらもう少し明確にお答えいただきたいと思います。

宮崎医務課長 法人の役員のうち、理事長、副理事長につきましては現状4年、理事、監事の任期は2年という形で、同じ機構の役員の間で任期が異なっていたというような状況でございます。

また、県立病院機構に対しましては、知事が設立の主体でございますので、知事のほうから5年間の中期目標というものを指示をいたしまして、それを達成することが責務とされてございまして、この役員任期と、また、中期目標の期間も整合性がとれていなかったという状況でございます。

役員の任期を4年という形で統一化させることによりまして、役員全体チームとして経営に十分取り組んでいただくということと、知事が指示する中期目標の期間という形で整合性を持たせる中で、確実にこの中期目標の達成ということに法人全体として取り組んでいただきたいという趣旨で今回、役員の任期の変更を行うものでございます。

古屋委員 ありがとうございます。それで、この定款そのものを変更することによって県としてどのようなことに期待をしているか、その辺についても確認をする意味でお伺いしたいと思います。

宮崎医務課長 まず、今回の定款の変更によりまして、監事の権限等が強化されるわけでございますけれども、これまで以上に法人のチェック機能や、あるいは役員のコンプライアンスの強化、こういったものが図れるのではないかと考えてございます。

また、役員の任期の変更によりまして、知事の指定した中期目標を確実に達成するという、経営に関しまして成果に基づく経営が一層図られるのではないかとというような形で思っております。

こうしたことによりまして、県立病院機構においてはこれまで以上に県民に対する利用提供に積極的に力を発揮していただきたいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県立中央病院における輸血医療事故に係る対応について)

桜本委員 大きく3点について質問させていただきます。先ほどの輸血医療事故にかかわる対応なのですが、今後の対応ということで、県から有識者に報告書の検証を依頼し、という点なのですが、この有識者というのはどのような有識者でしょうか。さきの事故調査委員における有識者とはイコールなんですか、別なんですか。

宮崎医務課長 県から報告書の検証を依頼している有識者でございますけれども、山梨大学あるいは健康科学大学の医療安全に携わっておられる教授の方、学識経験者の方に検証をお願いしたいと考えてございます。医療安全の観点でございますので、このうちの一方については調査報告書の外部有識者としてこの報告書の作成に携わった方だと承知してございます。以上でございます。

桜本委員 次に、今回、1人の患者の救命措置というようなことでありますが、例えばこの病院は山梨を代表する基幹病院であります。そこに例えば災害が起きた場合、こういったケースの方々が数十人、あるいは場合によっては想定できないほどの数を引き受けなければならないと、そういった大規模災害における、実務訓練、シミュレーションというものはできているんですか。1件のことにおいてできないものが基幹病院として多数の方を引き受ける、そういったときの危険性ということを見ると非常に心配な思いがあるのですが、どのような体制を整えているんですか。

宮崎医務課長 大規模災害時におきましては多数の傷病者が発生をいたしまして、今現在、救命救急センターのみならず、さまざまな医療機関が連携しながら取り組まなければならないということございまして、県といたしましても、県立中央病院のみならずさまざまな医療機関との連携の中で傷病者の救助に当たるというような形で、例えば医療救護体制についてきちんと医療機関との連絡体制の確認を行ったりでありますとか、あるいは個々の災害拠点病院、あるいは県立中央病院、このような大規模な病院におきましては常日ごろから、トリアージと申しまして、大規模な災害が起きたときに患者の重症度に応じて患者の振り分けを行って、それで重傷な方から対応を行う。こういったさまざまな災害時の対応というのは日々訓練を行っているという状況でございます。

桜本委員 自信ある答弁でありますので、まあ、その辺のことは信用してということにします。
(愛宕山少年自然の家について)

次に、過日、一般質問の中で議論がありました。愛宕山少年自然の家等のことでありますが、私も議員になって数年携わってきたわけなのですが、例えば、指定管理施設・出資法人調査特別委員会というような中に、この施設について何か報告というか、そういったものは今まで何回があったんですか。

小野子育て支援課長 承知している限りでは、指定管理の委員会の中で対象になったということはないのではないかとと思いますが、ちょっと確認をしてみないとわかりませんので、そこにつきましては確認をさせていただきたいと思っております。

桜本委員 いいです。最近していないってことは調べてありますので。
というのは、こういった長期的にわたる施設の維持、あるいはその維持方法が変わってくる、修理修繕ということは起こるということ、そして指定管理者として管理をする上で、やはり定期的にこういった施設を、指定管理施設・出資法人調査特別委員会に加えることで、議会の中においても、この自然の家等々がこういう状況になっている、ということをいち早く対応できる。特別委員会は、そういった協議の場だと私自身思っているわけなのですが、そういったところにもかけられていないと。あるいは、報告書の中にも、提出する中で、例えば使い方、利用者について変化があるとか、あるいは非常に老朽化して修繕する箇所がふえてくるというような情報を

我々議会側に今までしてこなかったのは、いかなる理由でしょうか。

小野子育て支援課長 この施設につきましては、昭和48年に開設をしております、既に44年が経過をしておりますところでございます。非常に老朽化が進んでいるという状況の中で現在、施設のあり方につきまして検討を進めているところでございます。

こうしたことから、今後、利用のニーズなどもお聞きし、さまざまな御意見もお聞きする中で、今後の方向性の案をお示しして、また、その上で議会の御審議をいただきながら方向性について考えてまいりたいと思っております。

桜本委員 ということは、あれですかね、この部においては、行政評価にまずかけておいて、その行政評価委員からの評価をいただきながら、それによってその報告がマスコミに流れながら検討していくという、そういった手段をとって、最終的に議会側の調整をいただくという、そういった考え方ですか。

小野子育て支援課長 この施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、開設以来44年がたっております。鉄筋コンクリートづくりでございますので、耐用年数が50年ということでございまして、あと6年を切ったところでございます。そうしたことから、安全面を考えましても、今後、方向性を考える時期が来ているというふうに捉えているところでございます。

こうした中で、昨年度、総務部におきまして、公共施設のマネジメントの実施方針が示されたところでございまして、こうした中で今年度、愛宕山に限らず全庁的に各施設のあり方を検討しているところでございます。

今回、その中で外部評価が出されたところでございますので、改めまして利用状況ですとか施設の現状を把握いたしまして、さまざまな利用ニーズなども御意見を踏まえて方向性を示し、そして議会にお示しをさせていただきまして、御審議をいただき、議員の皆様からいろいろな御意見をいただく中で方向性を決定していきたいと考えているところでございます。

桜本委員 まあ、ちょっと質問とかみ合わないところなんです、部長として、今までこの指定管理の対象施設にしておかなかったということの中で時間が経過し、そしてここも青少年協会が指定管理をしているという現状の中で、例えばこの施設は現状こんな状況になっていると。そして利用状況もこうだとかというように、いつも指定管理施設・出資法人調査特別委員会にそれなりの書式で出していますよね。この特別委員会も何回か繰り返すうちに、我々にわかりやすくするために、任期中必ず1回は対象にしましょうと。その中で非常に状況が変わっている、あるいは改修箇所はどういったところが出るという、そういった丁寧な会議の中で、今まで積み重ねてきたことだと思います。

先ほどのことも含めて、我々議会側に対してそういった機会を通じてやるっていうのが通常のやり方ではありませんか。

小島福祉保健部長 ただいまのこの愛宕山こどもの国、少年自然の家の進め方につきまして御指摘をいただいております。私どもといたしましては、これはあくまで議会と御相談しながら今後について決めていきたい、考えていきたいという姿勢には変わりはありません。ただ、委員から冒頭おっしゃられました、行政評価の結果がマスコミに出て、それに基づいて部で検討して、そして最終的に議会に諮る、そういう考え方ではございません。あくまで大きな流れで見ますと、耐用年数50年、残すところあと6年という現時点で何かやらなければならないという、まずその背景がございまして、そうした中で今回、行政評価が行われたということでございます。

当然、それも一つの判断基準ではございますが、それでもって判断するというものではございません。それを受けながら、我々としてこれまでの取り組み、あるいは現状を検証いたしまして、さらにどのようなことをすべきなのかということも考えつつ、議会とよく相談をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

桜本委員 委員長にお諮りしたいのですが、こういった状況の中で、この常任委員会、ぜひどのくらい補

修が必要なのかも含めて、ぜひ現地に行ってその説明を行政側から受けたいと思うのですが、お諮りください。

望月委員長 ただいま桜本委員から現地の調査という部分が提案されました。一度、委員長のほうで預らせていただきまして、また改めて委員各位に諮っていききたいというふうに考えております。

（「ここでもいいんじゃないの？ もうお休みになっちゃう」と呼ぶ者あり）

望月委員長 御了承いただければと思います。詳細はまた改めて委員長のほうから御報告を各委員にさせていただきますので。

（旧ボランティア・NPOセンター跡地について）

桜本委員 次に、旧ボランティア・NPOセンターの跡地について伺います。閉鎖されて新しい場所に移っているわけなんですけど、残された建物は老朽化が進む一方であります。近隣の方からも、耐震化されていないものをあのままの状態に残されては困るという、そういった近隣の方々の不安も、あるいは通行する方の不安もあるわけなんですけど、このボランティアセンターにつきましても、どんな経過なのか、いま一度御説明ください。

神宮司福祉保健総務課長 丸の内2丁目でございます旧ボランティア・NPOセンターでございますけれども、これにつきましては、土地が県有地でありまして、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会のほうに無償貸与しているところなんです。また、建物につきましては、県の社会福祉協議会の所有となっておりますのでございます。これまでの経緯についてですが、平成27年に耐震診断を行ったところ、基準を満たしていないということが判明したところであります。これを使用するに当たりましては、エレベーター等を含めた大規模改修になるとの中で、億単位の改修費用がかかるということでございます。

ボランティア・NPOセンターにつきましては、こういった耐震化あるいは老朽化等を踏まえまして、関係者による協議の結果、ボランティアセンターの情報の収集やマッチング、ネットワークの構築といった活動について、さらなる推進を図っていかうということを決めたところでありまして、それにつきましてはの場所ですけども、やはり甲府駅のアクセスに優れたところ、また、県民が気軽に立ち寄れるところを踏まえまして、防災新館の1階に昨年の5月に移転をしまして現在に至っております。以上であります。

桜本委員 そういった経過の中で、例えば土地が県のものであるということであればですね、例えば契約上、立ち退く場合は、原状復帰していくのか、どんな契約内容だったんですか。

神宮司福祉保健総務課長 契約につきましては、原状復帰で返していただくというのはまさにそのとおりでございます。そういった中で土地につきましては無償の貸与という形になって、そこで当時、県の社会福祉協議会が補助金等を活用して建物を建てたものでありますので、今回、建物を閉鎖している中で、いずれその土地を、もし県に返すという状況になれば、建物を撤去した上で返していただくということになると思います。

桜本委員 撤去費用については、その団体あるいは県のほうで例えば概算費用の積算をしたような経過があるんですか。あるとすれば、どのぐらいの金額が示されているんですか。

神宮司福祉保健総務課長 こちらの建物を改修するという考え方の中でやはり数億という金額がかかる聞いております。また、撤去費用につきましては、正確な数字は私ども把握していないのですが、やはり億単位の金額がかかるということの中で、県の社会福祉協議会でも、こういったものの財源について非常に苦慮していると聞いているところです。

桜本委員 ある程度、公共施設に近い部分もあるわけですね。その中で災害時を考えると、非常に危険な建物を行政側が承知の上で残しておくということに関しては、これはもう民間に対してもよくないことでありますし、県の立場としても非常によくない。建物を壊すのであれば、例えばその団

体にお金がないということであれば、何かどうか向こうの考えも売却するものもあるかどうかということも含めて、先に融資をしてあげて、向こうの財産が売却できたときにお返し願うとか、やはりこういったものについてはいち早く、行政の持ち物に近いものでありますので、速やかに物事を進めていただきたい。そんなことを部長、どのようにお考えでしょうか。

小島福祉保健部長 まず、現在の建物についてでございますけれども、当然、周辺の皆様方は御心配をされるということは私どもも承知をいたしておるところでございますので、県社協に対しましては、安全性についてできるだけ定期的に巡回をして確保するよう、そのように指導しておりますし、実際そのような定期巡回が行われているところでございます。

しかし、そうは申しまして、それが長期になるようであれば、今後の安全対策をしっかりと講じていかなければならないと思っております。財源の問題になりますと、やはりなかなか県社協自体が収益を生み出す団体ではないということでございますので、どうしても国などによる補助制度等を活用するという形になろうかと思えます。我々も一生懸命探しておるのですが、現状ぴったりとするものがないという状況でございますけれども、引き続きそういったことも踏まえまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

(愛宕山少年自然の家について)

白壁委員

さっきから愛宕山の青少年の関係で、あと6年とかっていうんだけど、これ、通常のコンクリートJISで今、一般的に言って50年から60年の耐用年数って言われている。で、50年後に壊れるわけじゃないの。だから、そればかり言っていると、突っ込まれるよ。というのは、まだそこから、例えばコア抜いたわけでも何でもないよね。コンクリートの劣化がどの程度かもわからない段階で、一般的なところであつたら10年ぐらいの、50年か60年と言われているのに、50年についてあと6年ですから、あと6年しかないからこれを何とかしたいっていうと、おかしな話になっちゃう。これはちょっと常識的におかしいと思う。

本来からいうと、じゃあ、こういう状況だから、これをこういう改修して、耐震がありません。だから解体するのにこのぐらいかかるし、耐震するにはこれだけお金がかかるから、だからこれをこうして解体したいとか何かしたいと、例えばそういうものがあつたとしたら、そういう言い方しておかないと。だってあと6年後に壊れるみたいなこと言っている。そうじゃないよ。

一般的に言ってもそうじゃない。だから、その根拠をちゃんとしっかり示さないと、何かこう、壊そう、廃止しようありきみたいな感じで聞こえるよ。だから、そういうものをちゃんと一言なきやだめだと思うんだけど、いずれにしても今、そういう貴重な財産というのをいかに残しながら、長寿命化していつ、それを県民の幸せづくりのために使っていこう。それは子供の数から利用度も下がっているかもしれない。だったら、利用度が上がることを考えていこうじゃないかっていうのが本来の姿だと思う。

小島福祉保健部長 私どもの説明不足ということもございまして、まず廃止というような形で捉えられている。その部分の私どもしっかりと説明もまださせていただいていないという部分がございまして、いろいろな御指摘のようなことになっていると思えます。

私、先ほど50年まであと6年と申し上げました。時代の流れだけのお話をしたわけございまして、実際はさまざまな問題が起きているということもございまして。例えば、普通の平らな地面に建っている建物ではないということで、半地下のようなところもあり、本体自体にいろいろ支障があるというふうなこともございまして。そうしたことも含めまして、またしっかりと状況については御説明をしてみたいと思っております。

そして、利用についても、それをいかに長持ちさせて利用させていくかということも、これも重要なことであると思っております。これまでもそういった点からは利用者の確保、利用者の増加ということを念頭に周知を努めてきたわけでございますけれども、利用の増加ということについても、これもしっかりと考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

白壁委員

答弁要らない。何しろね、行政評価アドバイザーの方々っていうのは、当時の民主党政権のときのいわゆる仕分け作業みたいなもので、それにのっかって都道府県でもやろうねって言ってや

ったやつで、これはね、本来から言うと議会軽視なんだわ。議員軽視なんだわ。さっきから言っているけど、我々より先に、先行して新聞で言って、新聞がたたくからだけど、そっちのほうが先になっちゃっている。そういうことであれば、例えば今、指定管理施設・出資法人調査特別委員会もあたりいろいろするんだから、1回、その俎上にのせて、さらにこれをどういうふうにしていったらいいかっていうことを。議会が、これはもうやっぱり時代の流れとともに、利用料も三百何十円ぐらいのものじゃ収益上がらないよねとかね、そんな話になって、じゃあやっぱりもう難しいよね、とか、地下見たらもう相当亀裂も入って防水も切れていて使えないわ、これは何とかするしかないわ、っていうところから始まっていけば、議論になるんだけど、先行してるのが違うから、おいおいおいっていう話が議会からも出てしまうという青年の主張をさせていただきました。

(県立中央病院における輸血医療事故に係る対応について)

山田副委員長

私もこの輸血の医療事故に関する対応についてちょっとお伺いさせていただきます。この再発防止策の中で、緊急輸血時の手順の見直しというのがあるんですけども、これ、具体的にどういう手順を見直すのか。で、この幾つかありますよね、緊急輸血時にはリーダーを選任、緊急輸血の訓練、研修会の定期的な開催っていうことがこの再発防止策の中に入っているということは、今までやってこなかったという、そういう認識でよろしいんでしょうか。

宮崎医務課長

こちらの緊急輸血時の手順の見直しというところでございますけれども、従来、病院機構においては輸血のマニュアルというのがございました。ただ、一方で、今回、運び込まれた救急患者さんにおいては、出血が非常に多かったものですから、このマニュアルにのっとった対応ができずに、ローカルルールのような形で大量輸血に対する対応をしてしまったというようなことで、ここに書かれている事故の原因のような形で複数人のチェック、あるいはシステムによる認証というのを経る時間がなかったという状況で対応してしまったということでございまして、緊急輸血時にそのローカルルールを適用するのではなくて、そういった状態でも対応が可能な輸血の手順というのを見直していくという形でマニュアルの改正を行うと聞いてございます。

一方で、研修会の開催、あるいはリーダーの選任というものは、当然、輸血をやる際には整備されていなくてはならないものでございまして、これまでもやっていたということでございますけれども、今回、この事案については多量の出血、また、明け方のことというものもあって、医師が入れかわり立ちかわりやる中で、そういった形で十分な体制がとれなかったということで改めて医療関係者に周知をするというような趣旨で、改めて研修会等をやるというような状況でございまして。

山田副委員長

実際問題、こういう事例が今度起きたわけですから、中央病院だけではなくて、県が運営する病院とか医療機関というものの全てのところに、このマニュアルというものを適用させていくべきだと思うんですけども、その辺はどういうふうになっていますか。

宮崎医務課長

今後の対応にも記載をさせていただいてございましておとり、教訓と再発防止策については県内医療機関に全て周知をすることとしてございます。ただ、一方で、県立中央病院については、三次救急の一番体制が整っている病院でございまして、そのマニュアルを一義的に他の病院でも同じようにやってくれというのは難しい部分もあるのかなというふうに思っております。そういったところで、他の病院でも活用可能なマニュアルというのはどういうものかということ踏まえまして、冒頭に書いてあります、県から有識者に報告書の意見書を依頼ということで、県立中央病院の教訓を踏まえまして、他の病院でも活用可能なマニュアルというのはどういったものか、どういった教訓があるのかということ他の医療機関に対しても周知をしたいと、このように考えています。

(子どもの心のケアに係る総合拠点について)

山田副委員長

次に、子どもの心のケアに係る総合拠点の整備について何点かお伺いいたします。いろいろな効果を含めた中で、こころの発達総合支援センター、中央児童相談所、児童心理治療施設、特別

支援学校、この4つの施設を1カ所にまとめるということでさまざまなメリットが出てくるという話は伺っているのですけれども、今、県内に児童精神科医といわれている人が3人いらっしゃると、以前に聞いたのですけれども、この児童精神科医の先生をふやすことによって、今まで、治療まで長い時間がかかっていたのを短縮するというようなメリットというのか、効果も出てくると思うのですが、実際問題、現在、治療に至るまでどのぐらいの時間がかかっている、そしてこれが整備されることによってその期間がどのぐらいに短縮されるのかというのを伺いたします。

下川子どもの心のケア総合拠点整備室長 現在、こころの発達総合支援センターの昨年度の実績でございますけれども、あくまでも平均でございますけれども、相談までに約3.3カ月、診療を受ける場合にはさらにそこから4カ月というような平均の待機期間になってございます。

今回、増加するニーズに対応できますように、個々の整備の中で、診察室や相談室を増設いたしました。また、今、検査もあまりできないような状況になっておりますので、脳波でありますとか聴覚、そういった検査の設備も導入いたします。

また、あわせて、先ほど委員おっしゃられました医師の増員、また、相談のための心理士等の人員体制についても強化をしていきたいと考えております。

また、これとあわせて、拠点だけではなく、地域の小児科医の先生方のスキルアップを図りまして、そここころの発達総合支援センターと連携を強化することなどによりまして、例えば軽度なケースとか安定したケースなどについては身近な地域で診療ができるような体制を整備するというところで待機期間の解消を目指していきたいと考えております。

具体的にどの程度というところなのですが、一応、今回の整備で診察室を2室ふやすということによりまして、現在のペースで患者がふえることも想定いたしましても、待機期間は解消できるというふうに考えております。

山田副委員長 今、診察室を2部屋ふやすというお話の中ですけれども、2部屋ふやすということは具体的に児童精神科医を3人から5人にするという、そういう意味でよろしいのでしょうか。

下川子どもの心のケア総合拠点整備室長 診察室を2部屋ふやしますので、その2部屋に対応できるだけの医師を確保したいと考えております。

山田副委員長 具体的に今、どういうふうにね、お医者さんをふやしていくかということをもた聞きたいのですけれども、その確保できない場合、今、どこの地域に3人いらっしゃるかわからないのですけれども、そこにとりあえず持ってきちゃうっていうか、配置するっていうか、そういう考えでしょうか。

下川子どもの心のケア総合拠点整備室長 医師につきましては、現在、先ほど委員は、児童精神科医3名というようなお話をされましたけれども、厳密に言いますと、今、発達障害とか子供の精神疾患につきまして専門性の高い医療ができる医師というのは、精神科もしくは小児科の中でも一部のドクターに限られている現状でございます。ですので、そうした専門性のあるドクターが確保できるように、現在、山梨大学の協力をいただきながら候補者を検討して、また個別の働きかけといったことを行っているところでございます。

ですので、その児童精神科医という定義がなかなか難しく、要は標榜として児童精神科という科はあるのですけれども、児童精神科にいる先生が児童精神科医ということになります。先ほど言いました、専門性の高い治療ができる医師というのは、必ずしも児童精神科医を標榜していなくても、例えば精神科、小児科の中でも今までの診療のキャリアの中でそういった手腕を持っていらっしゃる先生というのが何人いらっしゃるという状況でございます。

山田副委員長 最後なんですけれども、この心のケアにかかる総合拠点を整備することによって、今まで地域にある施設がね、そこに集約されてしまうというイメージが地域の皆さん持っていて、じゃあ甲府まで来ないと治療が受けられないんだという、そういうイメージがあるんですね。本当はや

っぱり地域の身近なところでしっかりと診察を受けられる、また、整備されたこの拠点で治療を受けた方が治って地域に戻る。で、戻った方が大人になったときまでのアフターケアっていうものもしっかり面倒を見てくれるっていう、この地域の体制というのをしっかりとつくっていくことによって、山梨県全体がよい環境になってくると思うんですよ。

ですから、地域の方々が不安に思わないように、ぜひ地域とのしっかりとした連携をしていきますよう、で、地域も強化するし、拠点も強化する、そういったことをしっかりと地域の方にPRといえますか周知をして、安心をしてもらいたいと思うのですけれども、その辺の周知の方法というのを今後どういうふうな形でやっていくか教えてください。

下川子どもの心のケア総合拠点整備室長 委員おっしゃいますとおり、確かに子供の心のケアを充実させるためには、総合拠点だけではなくて、全県的な支援体制を強化していく必要がございます。そのために総合拠点を中心にしまして、地域の医療機関とか福祉施設、また、市町村や学校などと全県的なネットワークを構築して、その中で適切に役割分担、先ほどの小児科医の活用なんかもそうなのでですけども、そういう連携を行う中で、身近な地域で切れ目のない支援ができる体制を整備をしていきたいと考えておりました、こういったことのPRにつきまして、なかなか拠点の整備についてまだまだ県民の皆様には十分御理解いただけていないところもございますので、できるだけ「ふれあい」でありますとか、県政のテレビ番組などを使いまして、PRには努めておりますけれども、なかなかまだ不十分なところがございますので、今後もいっそうそういうPRに努めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(若者の自殺対策について)

安本委員

私のほうからはまず、何点かお伺いしますけれども、初めに若者の自殺対策についてお伺いをしたいと思います。このことについては、本委員会の山田副委員長が代表質問で本会議でも質問されておりまして、山梨県の若者の自殺状況、10代から30代までの死因の第1位は自殺ということになっております。若い人が自分の死を選ぶ、本当に残念なことだというふうに思います。山梨県はほかの年齢層の自殺死亡率が減少する中で、10代、20代では上昇している。山田副委員長のほうから質問の中で、この年齢層の自殺対策を進めることは大変重要な課題だと。そうした中で、相談窓口の整備、相談支援体制の整備ということを質問されたわけですけども、県のほうからさまざまな対策を講じているという答弁がありました。

心の健康相談統一ダイヤル、これについては新聞報道にもありましたし、答弁でもありましたけれども、1.8倍の相談があると。今までに増してですね。ということもありましたし、ゲートキーパーの育成、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、ウェブサイトでもそうしたサイトをつくって若者から相談できるように、どういうところに相談窓口があるかという情報提供もするというような御答弁だったと思います。

これはきょうの山日新聞の声の欄にも、高校3年生が、長野県でLINEを使ったSNS、ソーシャルネットワークを使った相談窓口の設置について、なかなか電話で話せないけれども、文字で伝える方法もあると。長野県ではLINE株式会社と一緒にやってるけれども、全国展開してほしいというような投稿もありまして、教育委員会のほうにも、これ、いじめのこともございましたので、午前中に既に提案させていただきました。

その中で、文部科学省のほうで、このSNSを使った相談体制の方法について、モデル事業をやるということでありまして、きょう、私、これから福祉保健部さんのほうに質問するのに、情報がなくてはいけないということで通告させていただきまして、どういう事業が承知をいただいていると思いますけれども、簡潔に言うと、ぜひ教育委員会と連携して、こういったモデル事業に手を挙げるとか、こういったソーシャルネットワークを活用した若者の悩みの相談の窓口、特に自殺対策ということですけども、検討してみただけでないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

山本障害福祉課長 SNS、とりわけLINEを活用した相談ということに関しましては、近年、若者を初め多くの方がSNSを主な手段として友人関係等を構築しているという実態を踏まえ、有力な手段として活用する方法等を検討すべき時期に来ていると考えております。

ただ、長野県がことし9月に行いました実証実験、これはLINE株式会社と共同して行ったものではございますが、非常に多くの相談が寄せられた一方で、幾つかの課題も浮かび上がっているという状況があります。幾つか申し上げると、1つは、言葉によるコミュニケーションではなくて文字によるコミュニケーションになりますので、共感や寄り添うという気持ちを伝えるにいくという、そういったことが指摘されております。

また、2点目といたしますと、今回、長野県で行われた実証実験の中では、実に2週間の間に1,600アクセスがあって、そのうち400が応答できたということでございます。ですが、その中身の中で、自殺をほめかす相談があったときに、これは電話や対面による相談にいかにか切りかえるかというところの技術的な課題が残っているというところでございまして、それが今後の課題にはなってくるだろうと思っております。

3点目といたしまして、今回はLINE株式会社とさらには民間の相談支援を行っている企業、関西系の企業でございますけれども、タイアップして行われて、2週間にわたり毎日5時から9時までの4時間、10人の相談員を立てて行ったということでございますが、先ほど申しましたように、1,600のアクセスに対して400というところで、なかなか相談に答えきれていない。さらに数多くの相談員の確保ということがおそらく必要になってくるだろうと考えておまして、そこをどのようにして確保していくかということがもう一つの課題になってくるのではないかと考えております。これはLINEという若者言葉、絵文字を含め、LINEにおける対話のスキルといったようなことを身につけた方々である必要もあろうかと考えておりますので、そういった方々をいかに確保していくかということも大きな課題ではないかと考えております。

ただ、冒頭申し上げましたように、LINEというのは特に若者のコミュニケーション手段として非常に今、普及してきておりますので、どのようにしてそれを活用し、なおかつ今回、座間の事件でありましたように、安全に利用できる方策を確保していくかということも考えあわせながら、今後の検討を進めていくべきだと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会と連携しつつ、今後の対応について検討させていただきたいと思っております。

安本委員

最後の言葉を聞いて安心しました。だめなのかなというふうに思いましたけれども、

課題があることも承知しています。相談を受ける方のスキル、どうやって育てていくかということなのですけれども、長野県もそういう人材がいなかったの、民間の方に、大阪だったというふうに思いますけれども、そこをお願いをしたということも聞きましたし、また、さまざまな相談があって、文字情報のやりとりだけではなかなかできないと。それをいかに電話相談につなげていくかという、こういう課題もあるということも承知しています。

若い人たちはそこでやりとりをしているので、自殺に対して条例もつくってしっかり進めようとしている山梨県が、決して後ろ向きであってはいけないなど。検討する、そういう課題をどうやってクリアしたらいいか、国もそういうことで実証実験をやろうとしているというふうに思いますので、そういうところに入って行って、これが全国に広がるモデルとして、山梨県としてもしっかりそういうものに取り組んでいくことも必要じゃないのかなというふうなことを思っております、提案させていただきました。

もう一つは、きのう自殺対策の議員の連盟だけでちょっと説明を受けたのですが、今、計画の見直しが進んでおまして、そういう中にもソーシャルネットワーク、おっしゃることはわかります。ソーシャルネットワークによって自殺が進んでいたりしている部分もあるのですが、これも自動車と同じだと思います。車があるから事故が起きるから廃止すればいいというものでもない、あるものをどうやって悪い方向は制御し、いい方向に活用していくか。こういったことについても計画の中に、そういうことについて検討すると。やるということまでちょっと今、私も無理だというふうには思いますけれども、LINE等を活用した自殺対策、相談窓口の設置についても検討するみたいなことがもし書き込めるのであれば、そういうふうにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

山本障害福祉課長 ただいま自殺対策推進計画の見直し作業を進めておりますが、その中で、子供、若者に対する支援の強化という中で、SNSを初めとする新たな通信手段に関する安全な利用、あるいはそ

こに対する情報モラル教育の推進といったようなことをうたわせていただこうかと考えているところでございまして、その方向で今、検討を進めているところでございます。

一方で、県警本部におきまして、いわゆる有害サイトと言われるサイトの監視と取り締まりを進めているところでございまして、そういったところを踏まえた今後の取り組みについては、今、検討するというところがどの程度書き込めるかということとはまた持ち帰らせていただきたいと思っておりますけれども、少なくとも重要な相談支援のツールとして認識しているということは間違いのないことではございますので、そこを功罪あわせて含めた上でどのように盛り込んでいくかということについては、また御意見をいただきながら検討させていただきたいと思っております。

安本委員 よろしく申し上げます。

(新生児聴覚検査について)

次に、新生児聴覚検査についてお伺いをしたいと思いますけれども、新生児聴覚検査がどういうものなのかまずお伺いします。

岩佐健康増進課長 新生児聴覚検査につきましては、聴覚障害について早期に発見をするために、出生後直後に検査をしまして、耳の聞こえがあるかどうかという評価をするものでございます。以上です。

安本委員 すみません、簡単に答えていただいております。

早く発見をして、そして赤ちゃんに対する支援、そして保護者にも的確な支援をすることがその子の成長に対して大事なので検査をしているということだというふうに思いますけれども、山梨県では自己負担ですべて検査がされてきたというふうに承知をしています。ところが、最近、甲府市のホームページを見ていると、検査費用が大体5,500円くらいかかるけれども、3,000円を上限に助成をするというようなことではなっているのですが、県内の市町村でもだんだん助成するところがふえてきているというふうに思いますけれども、今現在でどれぐらいの助成をしている市町村があるのでしょうか。

岩佐健康増進課長 現在、県のほうで把握しているものとしては、9市町村が助成をしているところでございます。ただ、県内全ての産科医療機関で出生した新生児に対しまして実施をしているというふうに把握しております。

安本委員 ちょっと県内でね、助成しているところとないところがあるというのは、あまりいいことではないかなという思いもあるのですが、そこは今後の課題として、検査で赤ちゃんが耳が聞こえにくいということがわかる率、要再検査というのは資料を見せていただくと1%ぐらいで推移しているんですかね。100人に1人ぐらい。そして本当に異常がある赤ちゃんは1,000人に1人ということだというふうに思います。検査って、そういう赤ちゃんを発見して、先ほど言いましたように、どういうふうに支援するか、保護者に対してどう支援するか、これは大事だというふうに思いますけれども、山梨県内ではその検査後、異常が発見された場合の取り組みというのはどういうふうになっているのでしょうか。

岩佐健康増進課長 この新生児聴覚検査の助成事業については、先ほど、現在9市町村で実施していると申し上げましたが、今、来年度から全県体制で実施ができるように市町村のほうで調整を進めていると聞いてございます。

また、この検査において異常が発見された場合には、より高度な検査ができる医療機関が幾つかございまして、そういったところにおいて検査を行いまして、そこで早期の治療、具体的には補聴器の使用などが必要かどうか、また、その後、補聴器等を使った上で聾学校等とも連携をする中で、きちんと言語の獲得、それから学習が進むようにということでの支援ができるような体制が確保されているところでございます。以上です。

安本委員 聞けなかったのに答えていただいております。全県で助成になるということで、

すばらしいことだなと思います。

私、伺いたかったのは、検査で異常が発見されたときに、行政と医療機関、それから学校までが連携をして対応していく体制がつくられている、このことをちょっと伺いたかったのですけれども、もう一つ、産婦健診事業というのが今年度から国の補助事業で始まりました。この産婦健診事業について新聞報道によりますと、来年度から全市町村で実施がされる、助成制度が始まるということで、知事のほうからも全国初というような、議会でもコメントがありました。私も2月に産婦健診について、県として全市町村で取り組めるようにということで訴えさせていただいて、本当に喜んでいるところです。

簡単に伺いますけれども、産婦健診、検査をすることは大事なのですが、母体の異常とか出産後に体調を崩されているとか、特に鬱病の疑いがあると、こういうことが発見されたときの対応。先ほど、新生児聴覚検査では行政と医療機関と学校とが連携して、ちゃんとそこに支援の手が届くのですけれども、全県で検査が実施されることはすばらしいことだと思っておりますが、その後の対応こそ一番必要なところだと思っております。産前産後のケアセンターということもありますけれども、特に鬱病に対する医療との連携、小さな市町村では大丈夫かなという気がしております。県としてぜひそういうところにも、精神科医療の対応ができるような、小さい自治体の支援をしていただきたいと思うのですけれども、今後そういう何らかの対応が必要なお母さん、このことに対してどうやって市町村全部の連携がとれてできるかなというふうに不安を持っているのですけれども、その辺のところについて伺いをします。

岩佐健康増進課長 まず、産婦健康審査事業におきまして、どういうことを実施するかと申しますと、当然、産婦、出産した後の体の状態、それから精神の状態についても一定のスクリーニングをするということになっております。その中で、当然、身体的な医療が必要なものについては産婦人科の医療機関においてそのまま実施をされると考えております。一方で、精神的な問題を抱えている方につきましては、より幅広く対象を拾い上げて、それを各市町村のほうに連絡をするような形になっておりまして、広くは産後ケアであったり、その他の市町村の支援につなげるという形になっております。その中で、さらに重症なものについては、当然、精神科の医療機関等との連携が必要になってくるというふうになっております。

そういった中、この7月から先行して5つの市町で産婦健康を実施しておりますので、精神科の医療機関等々に働きかけをして、その連携がスムーズに行くように体制を確保してきたところでございます。

安本委員 産婦健診、今年度から始まったばかりなのですからけれども、その報告というんですかね、検査結果とかってというのは市町村から県のほうに何か報告が来ることになっておりますか。

岩佐健康増進課長 産婦健診につきましては、基本的には市町村の事業というふうなことになっておりまして、直接報告を受けるという形にはなってございませんが、今後、実態等については把握をしていきたいと考えております。

安本委員 ぜひお願いしたいと思います。いろいろな市町村によってレベルの差も出てくるのかもしれませんが、補助金助成事業ですので、その効果といったものについてもしっかり検証していかなければいけないというふうに思いますし、連携がちゃんととれているかどうかというところについても、県のほうで気を配っていただきたいというふうに思います。これはお願いだけで。ありがとうございました。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、平成30年1月22日

に実施することとし、場所等については後日通知することとした。

- ・ 1 1 月 1 4 日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

教育厚生委員長 望月 利樹